議案第3号

目黒区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例 上記の議案を提出する。

平成31年2月20日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

目黒区心身障害者福祉手当条例(昭和49年10月目黒区条例第37号)の 一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。 付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の目黒区心身障害者福祉手当条例第2条第2項の規 定は、平成31年8月以後の月分の心身障害者福祉手当の支給について適用 し、同年7月以前の月分の心身障害者福祉手当の支給については、なお従前 の例による。

(説明) 所得税法等の一部を改正する等の法律(平成29年法律第4号)の 施行に伴い、規定の整備を行うため、条例改正の必要を認め、この案を提出 します。 目黒区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(_____ は、改正点)

改正案	現 行 条 例
(支給要件)	(支給要件)
第2条 (現行に同じ。)	第2条 (省略)
2 前項の規定にかかわらず、同項本文に該当する者が次の各号のいずれか	2 前項の規定にかかわらず、同項本文に該当する者が次の各号のいずれか
に該当するときは、手当を支給しない。	に該当するときは、手当を支給しない。
(1) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める者の前年の所得(1月か	(1) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める者の前年の所得(1月か
ら7月までの月分の手当については、前々年の所得)が所得税法(昭和	ら7月までの月分の手当については、前々年の所得)が所得税法(昭和
40年法律第33号)に規定する <u>同一生計配偶者</u> 及び扶養親族の有無及	40年法律第33号)に規定する <u>控除対象配偶者</u> 及び扶養親族の有無及
び数に応じて規則で定める額を超えるとき。	び数に応じて規則で定める額を超えるとき。
ア・イ (現行に同じ。)	ア・イ (省略)
(2)・(3) (現行に同じ。)	(2) · (3) (省略)
3 (現行に同じ。)	3 (省略)